

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【公表番号】特表2019-535383(P2019-535383A)

【公表日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-050

【出願番号】特願2019-524208(P2019-524208)

【国際特許分類】

A 6 1 F 5/56 (2006.01)

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 5/56

A 6 1 M 16/06 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月9日(2020.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象のいびきおよび/または睡眠時無呼吸を治療するための口腔器具において、前部(112)と、後部(114)と、右側部(116)と、左側部(118)と、上側部(122)と、下側部(124)と、頬側部(113)と、舌側部(111)と、内側面(117)と、外側面(119)とを有する硬質プラスチックの歯科用トレイ(100)であって、前記歯科用トレイの上側部および下側部は概して平坦であり、さらに、(i)前記歯科用トレイの内側面(117)によって境界が定められている受け部(130)と、

(ii)前記受け部内の軟質プラスチック材料(150)であって、対象の上顎歯列に合うように成形することができる軟質プラスチック材料と、を含む歯科用トレイと、

右側部(216)と、左側部(218)と、上側部(213)と、下側部(215)と、前側部(212)と、後側部(214)とを有する硬質プラスチックの口蓋バー(200)であって、前記歯科用トレイの左の舌側部(134)と前記歯科用トレイの右の舌側部(132)との間に取り付けられ、それらの間に延在する口蓋バーと、

近位端(302)および遠位端(304)を有する舌押さえであって、

(a)前記舌押さえの近位端(302)の少なくとも2本の離間した金属ワイヤ(310)であって、各ワイヤの近位端(312)は、前記口蓋バー(200)の後側部(214)に固定され、前記ワイヤは、前記口蓋バーの後側部から遠位に延びる、ワイヤと、

(b)前端部(352)と、後端部(354)と、右側部(356)と、左側部(358)と、上面(353)と、下面(355)と、丸みを帯びた縁部(351)とを有する硬質プラスチックの舌接触部分(350)であって、前記離間したワイヤ(310)は、前記舌接触部分の前端部(352)に固定され、前記前端部(352)と、後端部(355)と、前記下面(355)の右側部(356)および左側部(358)とは丸みを帯びた縁を有する舌接触部分と、を含む舌押さえとを具えることを特徴とする口腔器具。

【請求項2】

請求項1に記載の口腔器具において、前記舌押さえが、前記舌押さえの近位端から前記舌押さえの遠位端まで下方に延びることを特徴とする口腔器具。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の口腔器具において、前記舌接触部分（350）は、前記舌接触部分の右側部と前記舌接触部分の左側部との間の幅が、前記 2 本の離間したワイヤ（310）間の距離よりも大きいことを特徴とする口腔器具。

【請求項 4】

請求項 1 に記載の口腔器具において、前記後端部（354）が丸みを帯びていることを特徴とする口腔器具。

【請求項 5】

請求項 1 に記載の口腔器具において、前記金属ワイヤ（310）の近位端（302）が前記口蓋バー（200）に埋め込まれてあり、前記金属ワイヤ（310）の遠位端（304）が前記舌接触部分（350）に埋め込まれていることを特徴とする口腔器具。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の口腔器具において、前記口蓋バー（200）がアーチ形であることを特徴とする口腔器具。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の口腔器具において、前記軟質プラスチック材料が熱可塑性であることを特徴とする口腔器具。

【請求項 8】

請求項 1 に記載の口腔器具において、前記ワイヤ（310）が、コバルト、クロム、ニッケル、モリブデンの合金から作られることを特徴とする口腔器具。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の口腔器具において、前記少なくとも 2 本の離間した金属ワイヤ（310）が第 1 のワイヤ（303）および第 2 のワイヤ（305）を含み、各ワイヤが部分的なループを形成する横方向に延びる中間部分を含むことを特徴とする口腔器具。